

○財務省告示第四十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十一年一月五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百九十七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で七十五億七千五百七十 五万円	七十六億千七百四十一万六千六 百二十五円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十一年一月五日	額面金額百円につき百円五十五 銭

十一  
十二

の経過利  
払過利  
込み子率

(一) 年一・四パーセント  
に各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る。期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十一年六月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率をその日以前六箇月に属す

十五 償還金額 平成三十年十二月二十日

十六 元利支 日本銀行額面金額につき百円

十七 払込期日 平成二十一年一月五日

十八 払込期日 平成二十一年一月五日